

臨床検査を終了した残余検体の二次利用について

医療機関では一般的に、患者さんの診療のために採取させていただいた検体（血液や尿、痰、身体や臓器の一部から摘出した組織など）のうち残った検体（以下、残余検体）は医療廃棄物として適宜処理されますが、残余検体の一部は検査の精度管理や診断の精度向上、先進医療への貢献のため使用されます。

当院においても、信頼度の高い検査の提供と診療水準の向上のため、「精度管理」、「基準範囲作成」、「試薬検討での相関データの検討」、「他施設との試薬・機器間差調査」に残余検体を使用させていただいております。その利用にあたっては、「臨床検査を終了した検体の業務、教育、研究のための使用について－日本臨床検査医学会の見解」、「病理検体の目的外使用に関する提言－日本病理学会」、「個人情報保護法」を遵守し行っております。また、使用については残余検体をプール化または匿名化しており、患者さんの個人情報や検査データが漏れることはありません。また、不利益も被ることはありません。

患者さん方におかれましては、当院の残余検体使用の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。患者さん方の中で残余検体の使用に関して「同意できない」あるいは「残余検体を検査の精度管理や診療水準の向上のために使わないでほしい」というご意見をお持ちの方は、大変お手数ですが採血、採取時に担当者にお申し出ください。その場合、使用を控えさせていただきますが、患者さんにとって不都合な扱いを受けることはありませんのでご安心ください。また、いったん同意を取得した後であっても、いつでも同意を撤回することができます。ただし、申出をいただいた際に使用を終了しているなどご希望に添えない場合がございますので、その際はご理解の程お願い申し上げます。

株式会社日立製作所 日立総合病院
検査技術科 科長 柳田 篤
連絡先（代表）0294-23-1111